

平成 31 年(2019 年)3 月 29 日  
総務部税務局 税務課

## 固定資産税

### 平成 26 年築延床面積 300 m<sup>2</sup>以上の非木造家屋の 課税誤りについて

(趣旨・目的)

職員のコンプライアンス向上と市行政の透明性を高めるため、湖南省事務処理ミス等の公表に関する要綱に基づき、固定資産税の課税誤りについて公表いたします。

#### 1 概要

家屋の固定資産税額の算出については、建築物価の変動や経年減価等を反映させるため、3年ごとに評価替えを実施しています。

今回対象となる家屋については、平成 24 基準年度の評価基準により家屋評価を行い、平成 27 年度から固定資産税を課税しておりますが、平成 27 年度の評価基準に換算する際の再建築費評点補正率 1.05 を乗じないまま課税計算を行っており、過少に誤った課税標準額および税額で対象の納税義務者へ通知と納付請求をしていることが判明しました。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 事務処理誤り発生時期 | 平成 27 年 3 月～12 月    |
| (2) 事務処理誤り判明時期 | 平成 30 年 12 月        |
| (3) 対象者および物件数  | 10 法人、4 個人 26 物件    |
| (4) 更正税額合計     | 4 年度分合計 5,912,000 円 |

#### 2 判明後の対応

今回の課税誤りに対し、地方税法の規定に基づき課税開始年度の平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年分の固定資産評価額や税額等が増額となる経緯と内容を説明しお詫びするとともに、固定資産税の差額分のご納付をお願いいたしました。

このような課税誤りが発生しましたことは、納税者の皆さまの信頼を損ねることであり、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが発生しないよう、正確な課税業務及び事務処理確認を徹底し、再発防止と納税者の皆様への信頼回復に努めてまいります。

■担当: 湖南省総務部(税務局)税務課固定資産税係  
(直通)0748-71-2321 (FAX)0748-72-2460  
(メール) [zeimu@city.shiga-konan.lg.jp](mailto:zeimu@city.shiga-konan.lg.jp)